

自然公園・近郊緑地保全区域 の手続のあらまし

身近な自然・みどりを守る



自然公園とは

自然公園制度は、自然公園法に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の促進を図ることを目的として制定されたものです。

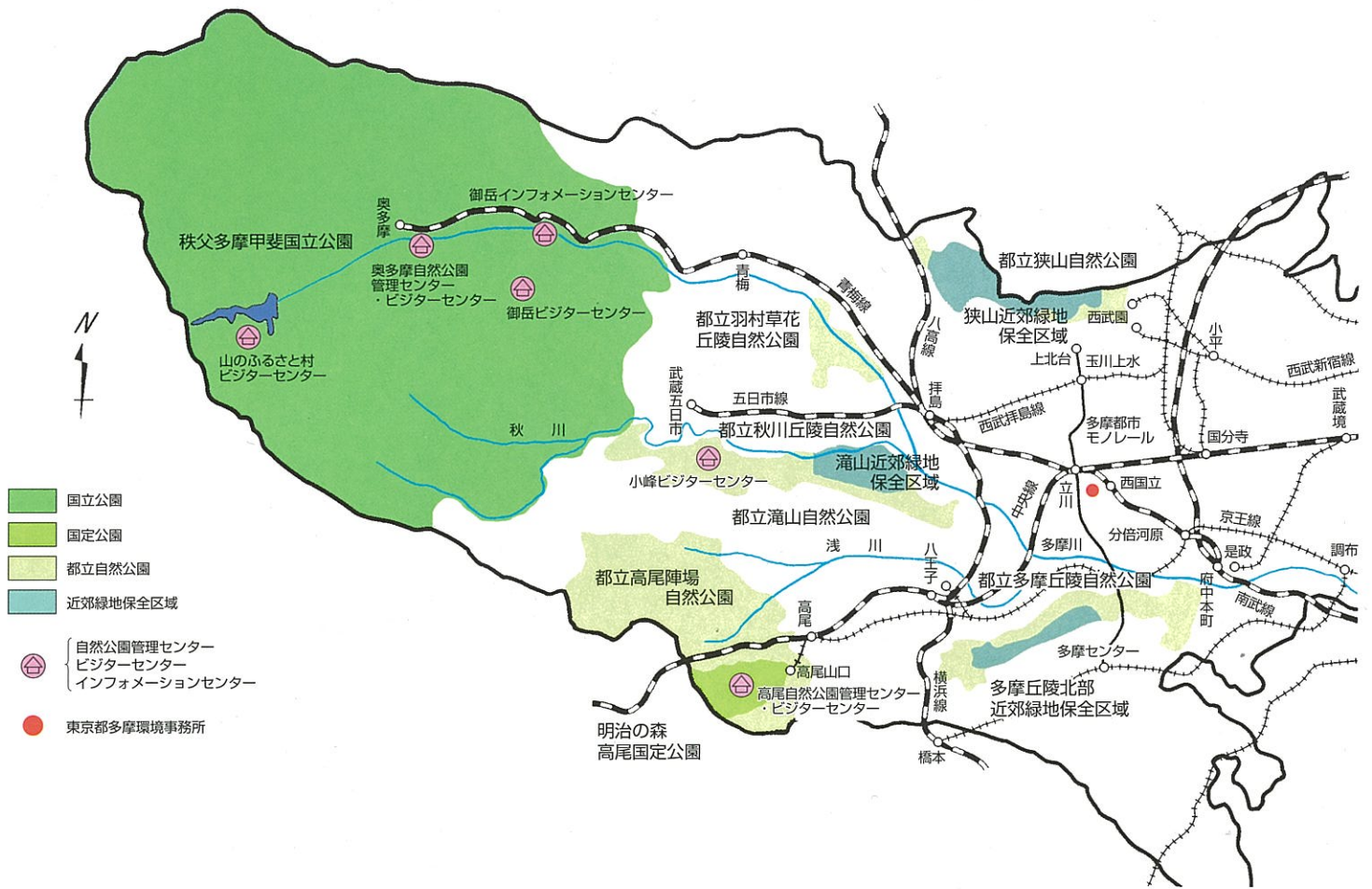
自然公園には、国立公園・国定公園・都立自然公園の三種類があり、景観の重要度に応じて特別地域と普通地域に分け、開発行為などに対して、それぞれの地域に見合った規制を加え、自然保護と土地利用との調和を図っています。

近郊緑地保全区域とは

近郊緑地保全区域は、首都圏近郊緑地保全法に基づき、健全な生活環境を確保し、首都圏の秩序ある発展を図るために、良好な自然環境を有する緑地を保全し、無秩序な市街化の防止を目的として指定されたものです。

近郊緑地保全区域内では、建築物その他工作物の新・改・増築、土地の形質変更、木竹の伐採などを行う場合に、事前の届出が必要です。

自然公園等配置図



国立公園			
名称	区域	面積	指定年月日
秩父多摩甲斐	西多摩郡奥多摩町の全部、日の出町、檜原村、あきる野市、青梅市の各一部	35,298ha (都地域以外を含めた全面積126,259h)	昭和25・7・10

国定公園			
名称	区域	面積	指定年月日
明治の森高尾	八王子市の一部	770ha	昭和42・12・11

都立自然公園			
名称	区域	面積	指定年月日
滝山	八王子市・あきる野市の各一部	661ha	昭和11・25・7
高尾陣場	八王子市の一部	4,403ha	昭和11・25・23
多摩丘陵	八王子市、日野市、多摩市の各一部	1,959ha	昭和11・25・23
狭山	東大和市、武蔵村山市、東村山市、西多摩郡瑞穂町の各一部	775ha	昭和3・26・9
羽村草花丘陵	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市の各一部	553ha	昭和3・28・15
秋川丘陵	八王子市、あきる野市の各一部	1,335ha	昭和10・28・1
計		9,686ha	

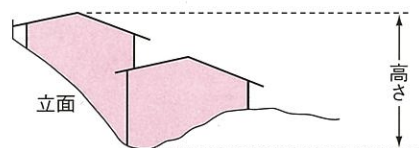
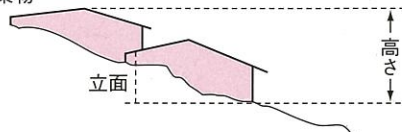
近郊緑地保全区域			
名称	区域	面積	指定年月日
多摩丘陵北部	八王子市長沼町、下柚木、堀之内、南陽台の各一部、日野市南平、程久保の各一部	264ha	昭和42・2・16
滝山	八王子市戸吹町、宮下町、加住町一丁目、丹木町二丁目、三丁目、滝山町二丁目、高月町、あきる野市大字切欠の各一部	488ha	昭和42・2・16
狭山	東村山市多摩湖町二、三丁目、廻田町三丁目、東大和市芋窪、多摩湖、武蔵村山市中藤、三ツ木、岸、中央、本町、西多摩郡瑞穂町字高根、石畑、殿ヶ谷、箱根ヶ崎の各一部	725ha (埼玉県分を含む全域1,607ha)	昭和42・2・16
計		1,477ha (2,359)	

自然公園関係 許可・届出一覧

種 別	許可等の区分	対 象 行 為 の 種 類 ・ 規 模
国立公園（秩父多摩甲斐国立公園）		国定公園（明治の森高尾国定公園） 自然公園法
特別地域	許 可 (第13条)	工作物の新・改・増築 木竹の伐採 鉱物の掘採、土石の採取 河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼさせること 広告類の掲出・設置・表示 土地の形状変更 高山植物等の採取 屋根・壁面・堀・橋・鉄塔・送水管等の色彩変更
普通地域	届 出 (第26条)	工作物の新・改・増築 建築物 高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの 鉄塔 高さ30mを超えるもの 広告類の掲出・設置・表示 鉱物の掘採、土石の採取 面積200㎡又は高さ5mを超える切盛土 土地の形状変更 面積200㎡又は高さ5mを超える切盛土
都立自然公園（都立滝山自然公園ほか5ヶ所）		東京都自然公園条例
特別地域	許 可 (第12条)	工作物の新・改・増築 木竹の伐採 鉱物の掘採、土石の採取 河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼさせること 広告類の掲出・設置・表示 土地の形状変更 屋根・壁面・堀・橋・鉄塔・送水管等の色彩変更
普通地域	届 出 (第13条)	工作物の新・改・増築 建築物 高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの 鉄塔 高さ30mを超えるもの 広告類の掲出・設置・表示 鉱物の掘採、土石の採取 面積200㎡又は高さ5mを超える切盛土 土地の形状変更 面積200㎡又は高さ5m
近郊緑地保全区域（多摩丘陵北部近郊緑地保全区域ほか2ヶ所）		首都圏近郊緑地保全法
届 出 (第7条)		建築物その他の工作物の新・改・増築 建築物 高さ5m又は延べ面積10㎡を超えるもの 工作物 高さ5mを超えるもの 土地の形質変更 面積60㎡又は高さ5mを超える切盛土 木竹の伐採 高さ15m又は幹周り1.5mを超えるもの（独立木）

- 注（1）この表に掲げた対象行為は、代表的なものの例示であり、このほかにも風致景観に変更を加える行為は法・条例の対象となる場合があるので、詳細は担当までお問い合わせください。
- （2）行為規模に記載のないものは、規模に関わらず対象になることを意味します。
- （3）行為の規模によって申請書の提出部数が変わってくる場合がありますので、詳細は担当にお問い合わせください。
- （4）工作物の高さ……最低地盤面から最高部までの高さです。

建築物



自然公園・近郊緑地保全区域では、それぞれ法令の目的のために主に以下のような緑化指導や修景（風景を守るために必要な措置）指導を行っています。これらは身近な自然、みどりを守るためにみなさんのご理解・ご協力のうえで進めています。

・緑化について

既存樹木を極力残したり、在来種による植栽を行ってください。また、行為地によっては緑化ブロックを使用したり、ツタ等で覆うなど、周辺環境と調和するよう配慮してください。

・建築物などの色彩について

原色・蛍光色・光沢のあるものなどは避けてください。

許可・届出の手続き

事前相談

自然公園・近郊緑地保全区域内であることがわかったら、案内図・現況図・現況カラー写真・計画図（配置図・平面図・立面図・断面図）などをお持ちになって、計画をご説明ください。担当者が不在の場合もありますので、事前にご連絡をお願いします。

区域に入っているかどうか不明の場合は、行為地をわかりやすく正確に記した図面（地図等）をお送りください。

相談内容の確認

必要に応じて現地調査を行った上で、問題がなければ、申請に必要な書類についてご説明します。

対象行為の規模などにより、申請・届出を要しない場合もあります。

許可申請・届出

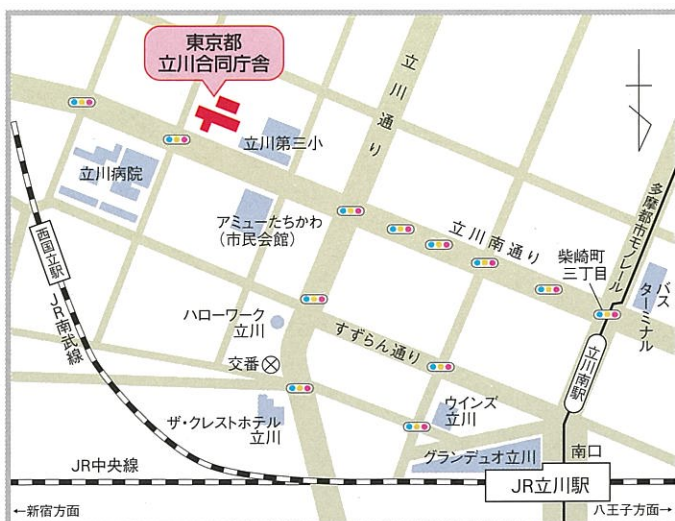
自然公園普通地域内の届出については、30日間の着手制限がありますので、ご注意ください。

審査

処理期間は、土日祝日及び書類の形式上の不備等の補正に要する日数を除き約30日となります。（申請内容の規模などにより、日数が増減します。）

許可書等の交付

完了届の提出



東京都多摩環境事務所 自然環境課自然公園係

〒190-0022

立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階

問合せ・申請は指導係へ FAX 042-522-9511

042-525-4052

042-521-4809

申請・届出様式は、環境局ホームページ (<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sizen/kouen/>) から取り出すことができます。